

令和2年5月29日

令和2年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市市税条例（第1条関係）	・・・	1
2	鳥羽市市税条例（第2条関係）	・・・	5
3	鳥羽市都市計画税条例（第1条関係）	・・・	7
4	鳥羽市都市計画税条例（第2条関係）	・・・	8
5	鳥羽市国民健康保険税条例	・・・	9
6	鳥羽市後期高齢者医療に関する条例	・・・	10
7	鳥羽市介護保険条例	・・・	11

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は<u>登録がされている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。<u>この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)</u>には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は<u>登録されている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、<u>これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>6～8</u> （略）</p> <p><u>（現所有者の申告）</u></p> <p><u>第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u></p> <p><u>（2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p><u>（3）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p><u>5～7</u> （略）</p> <p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～24 (略)</p> <p>25 <u>法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～24 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 (略)</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u></p> <p><u>第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u></p> <p><u>2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u></p>	

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～24 (略)</p> <p>25 法<u>附則第64条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例)</u></p> <p>第24条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</u></p> <p><u>第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、</u></p>	<p>附則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～24 (略)</p> <p>25 法<u>附則第62条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 (略)</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p><u>参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	



## 新旧対照表

(件名) 鳥羽市都市計画税条例(昭和49年条例第16号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附 則 1～13 (略)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、<u>第15条の2第2項、第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>	<p>附 則 1～13 (略)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項<u>又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市都市計画税条例(昭和49年条例第16号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附 則 1～13 (略)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則 1～13 (略)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>

## 新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険税条例 (昭和35年条例第2号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附 則 1～17 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)</u></p> <p>18 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、国民健康保険税 (令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限 (特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日) が存するものに限る。) の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</u></p>	<p>附 則 1～17 (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市後期高齢者医療に関する条例 (平成19年条例第29号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市介護保険条例 (平成12年条例第1号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</u></p> <p><u>第9条 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料 (令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限 (特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日) が存するものに限る。) の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</u></p> <p>(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>